The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『江都督納言願文集』と『荘子』「逍遙遊」
Author(s)	李, 育娟
Citation	詞林. 2005, 37, p. 10-19
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67531
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『江都督納言願文集』と『荘子』「逍遙遊」

李　育　娟

第一節　はじめに

願文とは、仏寺・仏塔の建築奉納や追善供養など、様々な法会が行われる際に、願主の願意を仏前で述べたもの。平安朝においては、こうした頻繁に行われる仏教行事に応じて、願文が大量に制作されていた。個人としてまとまった作品を残した人物としては、空海、菅原道真、及び大江匡房の三人が挙げられる。特に匡房が撰した『江都督納言願文集』には、散逸した巻四を除いても百二十篇ほどが現存している。

匡房が撰述した願文の佳句は、人口に膾炙し、後世の『類句抄』や澄憲・聖覚が編纂した『言泉集』に収録され、文章作文の範として重宝されている。『江都督納言願文集』という願文集の表現を精査することによって、院政期の文化の一側面を透視することもできると評価されていることに反して、匡房の願文の読解は進んでいるとは言えなかった。[2] 豊饒な『江都督納言願文集』の世界が等閑視されるのは、隠喩に満ちた修辞や、内外典を踏まえた表現の難解さにあるだろう。

そこで、筆者は匡房の願文における修辞表現に注目し、日中比較という視点から考察を進めたく、こうした作業によって、『江都督納言願文集』の解明の一端にも繋がれば、と思う。

筆者は以前、平安朝の漢詩文における上皇の神仙表現に着目し、唐代の資料を手がかりとして、上皇を神仙に見立てる手法の生成を検証した。[3] こうした神仙表現は、『江都督納言願文集』の中でも多く用いられている。本論では、拙稿の結論を踏まえた上で、『江都督納言願文集』における上皇の神仙表現を注目したいと思う。

第二節　匡房の願文に見る上皇の神仙表現

小峯和明氏が「現世安穏を祈願するに神仙の表現は欠かせないものだった」[4]と言及したように、願文においては、神仙用語が一般的に存在していることがわかる。仏教の産物である願文の構成に、仏教故事や仏典の語句があるのは当然のことながら、神仙表現も存在している現象が目を引く。

中国には、願文が多く散佚したためであろうか、現存して

いる願文は敦煌で発見された文献に集中している。[5] その内容を概観してみれば、いくつかの作品には神仙的用語を見出せる。

日本の願文は、『本朝文粋』巻十三、巻十四に二十七篇、『本朝続文粋』巻十二、巻十三に二十二篇が収録されているように、文学作品の一つのジャンルとして樹立したのである。これに対し、中国においては、願文はほかの文体に比して評価されておらず、文体のジャンル別に前代の作品を収載する『文選』や宋代の『文苑英華』などに、願文という部門は設けられていない。また、『文心彫龍』（南朝梁・劉勰）や、『文章弁体』（明・呉訥）などの文学理論書においては、「願文」への位置づけもされていない。このように、日本では、願文は単なる仏前で啓白する文章ではなく、賦・序・表などと比肩する立派な文学作品として認識されていよう。

『江都督納言願文集』における上皇の神仙表現は、豊富で、特に「藐姑射」という語彙が頻繁に用いられている。以下、取り上げた用例で示したように、『江都督納言願文集』の全作品[6]と『本朝続文粋』にある匡房作の二つの作品を併せて、計二十二回も「藐姑射」という語彙が使われている。「汾陽」や「氷雪」などの用例も含めば、二十六例となる。

これらの用例を、私に(1)「姑射」「汾水」「汾陽」の例、(2)「姑射」と併せて「氷雪」「雪膚」「雪潔」「雪」「弥潔」「氷顔玉体」などの語彙が使用される例、(3)「氷雪」「雪膚」の例など、三つのグループに分類した。

(1)姑射、汾水、汾陽

①然猶幽閑有心、忽楽脱屣従於姑射之山、幻泡厭世、更逐虚舟於菩提之海。
（延久五年六月十二日、巻一「後三條院五七日御願文」）

②梧岫之駕早断、潤色未加、汾陽遊無帰、山雲含恨。
（永保三年六月十三日、巻二「金剛寿院供養願文」）

③姑射之上、紛水之陽、寿如南山、学赤松而伴白石、齢同西母、得地仙而将谷神。
（天仁二年四月、巻一「同（白河）院北斗曼荼羅堂」）

④射山之上、紛河之陽、勝理無変、風水弥和。
（天仁二年四月、巻一「日吉社仁王経供養」）

⑤紛水遊、波浪不起、姑射之楽、日月不傾。移一人於長生之殿、宜伐花封之風。
（寛治五年十二月十七日、巻二「橋寺願文」）

⑥禅定仙院、一事一物、出於射山之風塵、公云私云、成於汾水之渥沢。
（天永元年十一月、巻六「季清紀伊国堂」）

⑦金紫成行、綺羅撲地、以照藐姑射之嶺、以耀無何有之郷。
（巻二「六十御賀」）

⑧無何有之郷、藐姑射之嶺。
（天仁二年、巻二「鳥羽三重塔」）

⑨禅定法皇、藐姑山之月桂、久懸南浮。
（長治元年三月廿四日『本朝続文粋』巻十二

「尊勝寺灌頂表白」）

⑩又奉祈禅定仙院、広莫之野、毎春之臨幸無疆、姑射之山、暦劫之寿福不測。（天永元年、巻一「八幡御塔」）

⑪至孝不修之悲、顧姑射而遺限（恨）。（嘉承二年九月七日、巻二「堀河院御仏事」）

⑫禅定仙院射山上、計宝算而期万歳。（康和二年九月十九日、巻三「安楽寺内満願寺願文」）

⑬姑射雲底、仰黄軒而風夜日深、博望月前、亜綺里而鬢髪霜重。（長治元年三月廿日、巻三「顕季卿仁和寺堂供養願文」）

⑭上献鳳闕、更資姑山、保万歳之寿福、致四海之大平。（天仁三年、巻六「為房朝臣甘露寺修善」）

⑮重請汾水之北、風霜難侵、潁川之南、春秋無極。（寛治六年三月廿六日、巻二「羅惹院供養願文」）

これらの願文の年号と内容を検証してみると、(1)の①、②に見られる姑射、汾陽の用例が後三条上皇を指す以外、殆ど白河法皇を示していることがわかる。また、(1)の⑦は年号が付いていないが、『百錬抄』の記録によって[7]、白河法皇を指していると判断できる。匡房の願文作品において、「姑射」の用例がこれほど集中的に白河法皇に使われているのは、白河法皇が上皇として四十三年も長く院政を続けていた事実と関連があるだろう。

そして、これらの表現には一つの特徴が見られる。それは、「藐姑射」「姑射」の語に、さらに「氷雪」「雪膚」「雪」「雪潔」「弥潔」「氷顔玉体」などの語が書き加えられていることである。

(2)姑射＋氷雪、雪膚、雪潔、雪、弥潔、氷顔玉体

①仰願氷雪弥清、姑射之山常霽、煙霧不犯、無何之郷長閑。（寛治五年十二月十七日、巻二「院被供養熊野山多宝塔願文」）

②禅定仙院、金輪聖主、弥潔雪膚於姑射、久保日角於鳳掖、長楽宮中、霧露無犯、広莫（野）外、日月不傾。（康和五年十月廿七日、巻三「般若寺」）

③先献仙院、射山之雪長潔、次報四恩、法水之浪遍霑。（応徳四年二月十四日、巻五「善勝寺」）

④含元殿之中日月不傾、藐姑射之氷雪永深。（康和四年十一月九日、巻六「医師俊則堂」）

⑤奉廻施金輪聖王禅定仙院、参天両地之化、鳳掖之雲長閑、木父金母之齢、姑山之雪更潔。（康和四年、巻三「宇佐宮新堂願文」）

⑥以此功徳、奉廻施金輪聖王、禅定仙院、鳳掖風、姑射雪潔。竜官鳴紀之名、返俗於彼、参天両地之化、崇道於斯。（康和四年十一月九日、巻二「同女御（道子）丈六堂」）

⑦以此功徳、先奉資太上仙院、姑射山之雪、送万劫而弥明、無何郷之雲、歴三祇而更静。

（寛治三年十月、巻六「堂供養」）

⑧姑射之辺、仙院之地、氷顔玉体、送千秋而弥潔、蓬萊崆峒歴万劫而永吟。

（天仁二年十月十一日、巻一「院一品経御願文」）

⑨禅定仙院之算、……姑射之水（氷）、論金石而弥潔。

（嘉永元年六月廿二日、巻三「前女（御）道子九条堂供養願文」）

(2)で示したように、①では「仰ぎ願わくは氷雪弥清くして、姑射の山常に霽んこと」、②では「姑射に於いて雪膚をいよいよ潔し」、③では「射山の雪長く潔」など、「姑射」「姑射の山」を「雪」「氷雪」「潔」などの語と共に用いて表現している。④から⑨も、類似した表現が用いられている。

こうした表現は『荘子』「逍遙遊」に登場する藐姑射の仙人の姿を下敷きにしたものである。『荘子』の表現についてはすでに検討した。[8] ここで改めて『荘子』「逍遙遊」の例を見てみよう。

藐姑射之山、有神人居焉、肌膚若氷雪、淖約若処子、不食五穀、吸風飲露、乗雲気、御飛龍、而遊乎四海之外。其神凝、使物不疵癘而年穀熟。

「藐姑射の山に神人が住んでいて、その肌は氷雪のように純白で、処女のように柔軟、五穀を食べず、風を吸い、露を飲み、雲に乗り、飛龍に乗って、天地の外に出かける」とあり、藐姑射の仙人の姿を詳しく描写している。匡房の願文に見える「氷雪」などの語が、二重傍線部の「肌膚氷雪の如し」という文に拠ることは間違いないだろう。

(2)に見える氷雪などの描写は「逍遙遊」に拠るのを確認した。それでは、次に(3)に分類された用例を見てみよう。

(3)膚、雪膚、氷雪

①禅定仙院、氷膚同体、斉遐算（脱字か）松喬、雲翼献年。（長治二年十二月十九日、巻一「尊勝寺阿弥陀堂」）

②遂出無何之郷、歩向不測之路。……壺中之天、氷雪膚潔、洞裏之地、煙霞影閑。

（寛治二年七月十三日、巻二「院金峯山詣」）

①の「氷膚同体」、②の「氷雪の膚潔」など、姑射という語を欠いているが、同じく姑射の仙人を指していると思う。こうして、(3)の二例と(2)の九例を併せると、「氷雪」などの語彙で上皇を準える例が十一となる。このように、美しい仙人の雪膚で上皇を比喩するという、やや違和感をもたらす描き方は、全体の半分弱を占めている。また、「膚」で天皇を喩える例も見られる。

・仕鸞台而六稔、戴堯雲之膚、紆鶴綾而幾程、仰仏日之景。（康和五年三月廿七日、巻六「奉造写供養仏像□□事」）

・百僚延首、望堯雲之新膚、万国改観、待舜海之初潤。

（『本朝続文粋』巻四、寛治四年十月廿三日「被辞攝政第一表（師実）」）

「堯雲」という語彙は、「舜海」「舜日」などの語とよく対と

なって、皇帝の徳政を讃美する際に、よく用いられるのである。「堯雲之膚」「堯雲之新膚」などの表現は天皇を指示しているが、匡房が「膚」という喩えを多用する傾向が窺われる。これは匡房の用語の一つの特徴であると言えよう。

上皇を藐姑射に見立てる用例は、先述したように日本の作品にも唐文にも数多く見られる。しかし、上皇を仙人の氷雪のような膚で表現することは、果たして匡房以外に他にもあるのだろうか。以下、この疑問に対してできるだけ多くの中国及び日本の作品を対象に検証を行う。

氷雪が表現する対象について、それぞれの用例を一つずつ掲げる。

①『文苑英華』巻八四九、盧照鄰「益州至真観主黎君碑」
高祖以汾陽如雪、当金闕之上仙。→**唐高祖**

②『広成集』巻十二、杜光庭「紫霞洞修造畢告謝醮詞」
所以唐堯姑射之遊、軒后具茨之謁、周穆之登遙水、漢皇之幸崑山、皆披眄煙霞、瞻窺氷雪。→**藐姑射の仙人**

③『文苑英華』巻四四八、玄宗「盧懐慎拜相制」
黄門侍郎盧懐慎、貞良敦朴、孝悌仁厚、度量深於江海、堅清邁於氷雪。→**君子**

④『全唐文』巻四十一、玄宗「故金紫光禄大夫鴻臚卿越国公景竜観主贈越州都督葉尊師碑銘并序」
師以霊応感通、殊尤若此、遂乃杖策遊諸名山、遠訪茅君而遇。嶽骨上起、目瞳正方、氷雪綽約。→**仙人**

⑤『全唐文』巻七一九、蔣防「鎮圭賦」
所謂天子是豊、邦国是維、雲虹発色、氷雪成姿、玉几臨朝、承徳音而有裕。→**玉**

⑥『白氏文集』巻六「遊悟真寺詩」
抖擻塵埃衣、礼拝氷雪顔。→**仏像の顔**

⑦『方舟集』巻二十四、李石「千葉梅」
接花莫接南北枝、姑射仙人氷雪肌。→**梅**

⑧『蘇軾詩集』巻四十八「雪詩」
間来披氅学玉恭、姑射群仙邂逅逢、只為肌膚酷相似、繞庭無処覓行蹤。→**雪**

⑨『全宋詩』巻一〇一〇黄庭堅「寄晁元中十首」
濟岱有佳人、肌膚若氷雪。→**美人**

①では、唐の高祖、②では、姑射の仙人、③では、君子の徳、④では、仙人、⑤では、玉、⑥では、仏像の顔、⑦では、梅、⑧では、雪、⑨では美人、など、さまざまな譬喩として使われている。調査している範囲内に、他に②から⑨までは、複数以上の用例が見られた。しかし①の唐の高祖、つまり皇帝をさす用例は一例しか見出せなかった。氷雪という語で帝王を示す用例は、管見に入った限りだが、極めて少ないと見ても差し支えないだろう。しかも、この例は在世の上皇を指しているものではない。

次は日本の漢文作品に見える用例に移ろう。

①『本朝麗藻』巻上「暮春侍宴左丞相東三条第同賦度水落花舞応製詩」藤原伊周
艶態応歌遮岸色、奇香待拍踏波声。雪膚路湿霓裳重、風力橋高錦袖明。**↓踊る女性**
②『江吏部集』巻下「三月三日同賦花貌年年同応製詩并序」江匡衡
観夫見樹々之花貌、同年年之風儀、仙桃咲以不老、何時依違、御柳濃以如初毎春嫋娜。至彼玉燭能調以裁成節物、金鏡長瑩以紛黛容花。寒暑往来上林、則常理絳樹之雲髻。日月迎送禁苑、則鎮凝射山之雪膚。**↓花樹を美女に擬する**
③『本朝文粋』巻第三、三善清行「立神祠策文」
若乃皇英者舜之賢妃也、節表斑竹。夷齊者周之廉士也、性潔寒氷。**↓君子**
④『本朝文粋』巻第十一、源順「三月盡日遊五覚院賦紫藤花落鳥関関詩序」
五覚院者、彼院之西洞也。大師尋仙遊而占洞房、写仏智以利沙界。……率諸客十餘人、先拜氷雪之尊顔、遂感風煙之勝趣。**↓僧侶の顔**
⑤『本朝無題詩』中原広俊「遊遍照寺」
寺名遍照夜方閑、対月亦望氷雪顔。**↓仏像の顔**

①では、踊る女性、②では、花樹を美女に見立てる表現、③では、君子の徳、④では、僧侶の顔、⑤では、仏像の顔など、ここでも同様に上皇を氷雪で表現する用例は見出すことができない。

以上の用例から、「氷雪」「雪膚」などの語は広い範囲にわたって譬えとして使用されていることはわかった。しかしながら、匡房以外、氷雪で上皇を表す用例は確認できない。従って、こうした「氷雪」「雪膚」などの語は、匡房によって「上皇」「上皇御所」の意で用いられるようになったと考えられる。つまり、匡房は『荘子』「逍遙遊」にある藐姑射の仙人を描く章段から新しく上皇を描く素材を摂取したと言えるだろう。

〈仙人の氷雪のような膚〉で上皇の存在を喩える手法は、やや違和感をもたらすものであるが、高僧や君子に対して、「氷雪」などの語で無垢・潔白・高尚という性質を強調する例があることを重ねて勘案すると、こうした表現が使われたのは、上皇の神々しさを一層引き出そうとする意図によるものであろう。

第三節　「無何有之郷」と「広莫之野」の用例

藐姑射の仙人が登場した章段の他、「逍遙遊」の、もう一つの章段にある「無何有之郷」と「広莫之野」という語彙も、『江都督納言願文集』において、上皇の代名詞として使われている。「無何有之郷」の用例に関しては、

・又奉祈禅定仙院、無何之郷

（天永元年、巻一「賀茂御塔」）

・以照藐姑射之嶺、以耀無何有之郷（巻一「六十御賀」）

・姑射山之雪、送万劫而弥明。無何郷之雲、歴三祇而更静（寛治三年十月、巻六「堂供養」）

・遂出無何之郷、歩向不測之路（寛治二年七月十三日、巻二「院金峯山詣」）

・無何有之郷、藐姑射之嶺。（天仁二年、巻二「鳥羽三重塔」）

など、五例が見られる。「広莫之野」のほうは、

・広莫之野、毎臨幸無疆、姑射之山、暦之寿福不測（天永元年、巻一「八幡御塔」）、

・長楽宮中、霧露無犯、広莫（野）外、日月不傾（康和五年十月廿七日、巻三「般若寺」）

など、二例が見られるのである。[3]

以下、『荘子』「逍遙遊」の本文に当たる章段を次に掲げる。

今子有大樹、患其無用、何不樹之於無何有之郷、広莫之野、彷徨乎無為其側、逍遙乎寢臥其下、不夭斤斧、物無害者、無所可用、安所困苦哉。

木工の常識からみれば何の経済価値もない樹であるが、もし何も無い村や広々とした荒涼の地に立たせれば、人に休憩させる役くらいは果たせるだろう。また、この樹は無用であるからこそ、採伐される羽目を免れるのであり、用がないことはどうして困るだろうか。

この内容は荘子が樗という樹を喩えとして無用の用を語る章段である。ここに見える「無何有之郷」は後世になって理想郷や仙境と解釈され、

・有一仙居、蓋太上皇遁世之別館也。……於是遠尋姑射之岫、誰伝鳶歌、亦問無何之郷、不奏蝶舞。（『本朝文粋』巻第十、大江朝綱「暮春同賦落花乱舞衣各分一字応太上皇製」）

・太上皇栖心象外、逃累塵中、偃泊於涼風之林、坐入於不群之境、酷嗜於秋池之浦、近到於無何之郷。（『本朝文粋』巻第十、紀長谷雄「侍宴朱雀院賦秋思入寒松詩序」）

とあるように、「姑射」などの言葉と同じく上皇と結びつけられる。しかし、「無何有之郷」と対照的に、「広莫之野」という語彙は、匡房以外に、日本の漢詩文において帝王と結びつく用例が見当たらない。また、唐代の文献では、「広莫」は俗界から離れた清らかな処、仙境という意で用いられ、「藐姑射」などの語彙ほど皇族と密接に関連していない。さらに、上皇や上皇御所の別称を収載した日本の文例集や類書を繙いても、「広莫之野」という語が、上皇（上皇御所）と関連づけられる記述は見いだせない。安居院の唱導で用いられた文例集である『唱導鈔』[10]では、

姑射山（堯帝遁位遊姑射山）　射山同上　汾水（堯帝遁位遊之）　汾陽同上　茨山

黄帝遊之　襄城（黄帝遊之）黄帝　（『唱導鈔』）

上皇の御所に対して「姑射山」「汾水」「茨山」「襄城」などの別称を羅列し、その下に、堯帝や黄帝がかつて訪れた場所であるという注釈を付した。そして菅原為長の『文鳳抄』[11]では、上皇（上皇御所）の条に、「藐姑射山」「汾水」「汾陽」「具茨山」「脱屣」などの語彙が列挙され、典拠となった中国の故事をも付した。『拾芥抄』[12]「太上天皇」（巻中「唐名大略」）の条では、

上九之尊　仙院　仙洞　芝砌　太上皇脱履虚舟　法皇陛下　上皇　禅定仙院　南面之尊　茨山　射山　姑射　具茨山　姑射山　藐姑山　汾水　汾陽　茅闕　紫府　丹臺

とあり、上古聖帝のゆかりの地以外、紫府・丹臺などの道教の神仙境も掲げられた。また、歌学書の『奥義抄』では、「堯遁二帝位一居二姑射一、これによそへておりゐのみかどをば射山とは申す也。」[13]とあり、退位した天皇が「姑射」と呼ばれる由縁を記した内容もみられる。これらの資料によれば、上皇や上皇御所の別名として扱われた語彙は種類が豊富であるが、その中に「広莫之野」という語が含まれておらず、上皇（上皇御所）の代名詞として使われないことは明白であろう。「広莫之野」という語彙が上皇と結びつく先例が存在しないにもかかわらず、匡房は「上皇」「上皇御所」の意として用いたのである。

このように、「氷雪」「雪膚」の語彙に対する考察結果を併せて考えると、匡房の中では上皇を神仙的イメージを表現する際、『荘子』「逍遙遊」が強く意識されていたのであろう。言い換えれば、匡房は上皇の神仙的イメージを描くにあたって、従来の描き方を取りながらも、こうした描き方の根源となる『荘子』に戻り、「逍遙遊」から新しい表現手法を摂取したと言えよう。

第四節　まとめ

以上、『江都督納言願文集』における上皇の神仙表現と『荘子』「逍遙遊」の関係について考察した。『荘子』「逍遙遊」に見える帝堯が天下を忘れる伝説は、唐代以前の文献において、王位放棄、退位という意義で敷衍されるようになった。さらに唐に入ってから、道教の発展と共に上皇が神仙に擬されるようになったことは、『冊府元亀』『唐大詔令集』『文苑英華』『旧唐書』などの資料において、すでに確認されている。[14]そして、上皇を藐姑射の仙人に準える描き方は、日本の作品にも影響を与え、漢詩文の世界に定着してきた。ただし、上皇を神仙に見立てる系譜の中に、ひとつやや異質的な存在がある。それは、大江匡房が白河法皇の存在を表すために、こうした描き方の原点とされる『荘子』に遡り、「逍遙遊」の語句を頻繁に使用し、そこから新しい表現法を見出したことであった。

匡房の『荘子』の受容といえば、荘子が蝶になった夢を見た（『荘子』「斉物論」）寓話を素材に、匡房が「荘周夢為胡蝶

賦」（『本朝続文粋』）を述作したことが挙げられるが、『江都督納言願文集』において、上皇の神仙用語を新しく「逍遙遊」の章段から取り入れたことは、匡房個人がこの章段を愛好することとは無関係ではないだろう。匡房の願文作品を検証することで、『荘子』「逍遙遊」からの摂取についてもう一つの側面を明らかにすることができた。

注

（1）小峯和明氏は匡房の願文を次のように評した。「平安朝はことに顕密・権門体制の強化に応じて仏事の晴儀が頻繁に行なわれ、公私を問わず荘厳過差をきわめ、摂関期から院政期に及んで頂点に達する。匡房の膨大な願文は法会礼儀の盛行に即応し、院政文化の動向を如実に反映している。」（「『江都督納言願文集』の世界（一）――堀河院追善願文を中心に――」『中世文学研究』第13号・1988）

（2）最近では、本格的に『江都督納言願文集』の注釈に踏み出したものとしては、山崎誠氏の論考が挙げられる。（「『江都督納言願文集』注釈稿」『調査研究報告』2003・11）

（3）拙稿「藐姑射に住む上皇像の形成」（『和漢比較文学』32号）において上皇の神仙表現と唐文の関係について提示した。

（4）「『江都督納言願文集』の世界（五）――白河院と法勝寺関連願文――」『中世文学研究』17号、1991

（5）『敦煌願文集』黄徵・呉偉編、長沙岳麓書社、1995

（6）六地蔵寺善本叢刊・第三巻『江都督納言願文集』の影印による。

（7）『百錬抄』（国史大系による）廿五日。摂政於法勝寺。賀法皇六十算。（天永三年条）

（8）注（3）と同じ。

（9）『江都督納言願文集』において、「広莫之野」の用例は三つあるが、次にある「広莫之野」という語は、広大で果てしのない土地をいい、上皇御所をさすものではない。

今道俗衆然猶天下之釐定広莫之野、海内之綷

（天永二年正月、巻一「院於法勝寺千僧千部仁王経」）

（10）小峯和明氏と山崎誠氏が翻刻した叡山文庫蔵『唱導鈔』による。（「安居院唱導資料纂輯」『調査研究報告』12号、1991）

（11）真福寺本『文鳳抄』（大東文化大学東洋研究所刊）による。

（12）『改訂増補故実叢書』第二十二巻による。

（13）『奥義抄』の他、『色葉和難集』『俊頼髄脳』『和歌色葉』『続歌林良材集』などにも「藐姑射」「無何有之郷」に対する説明がみられる。また『和漢三才図絵』巻七「人倫類」では、上皇の別称を、「仙洞」「仏院」「脱履」「虚舟」「射山」「姑射」「汾陽」「茅闕」「紫府」「丹臺」と掲げる。

（14）注（3）に参照。

日本の文献は以下の作品を用いた。使用したテキストは（　）内に示した。『性霊集』（『日本古典文学大系』）、『三代実録』（新訂増補国史大系）、『本朝麗藻』（『本朝麗藻簡注』勉誠社）、『江吏部集』（群書類従）、『本朝文粋』（新訂増補国史大系）、『小右記』（増補史料大成）『本朝続文粋』（新訂増補国史大系）、『本朝無題詩』（『本朝無題詩全注釈』新典社）。

中国の文献は以下の作品を用いた。『荘子』（中華書局）、『旧唐書』（中華書局）、『冊府元亀』（中華書局）、『唐大詔令集』（四庫

全書)、『文苑英華』(中華書局)、『広成集』(正統道蔵)、『全唐文』(吉林文史出版社)、『白氏文集』(那波本)、『方舟集』(四庫輯本別集拾遺)、『蘇軾詩集』(中華書局)、『全宋詩』(北京大学出版社)。

(り・いくけん　慈濟大學助理教授)